

## 暴力団排除条項

### I 契約解除条項

1. 甲は、乙又は乙の下請負者及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者（下請負が数次にわたるときはその全てを含む）が次の各号の一に該当する（①）場合、何らの催告を要せずに（②）、本契約（③）を解除することができる（④）。
  - （1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という）に属すると認められるとき（⑤）
  - （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき（⑥）
  - （3）反社会的勢力を利用していると認められるとき（⑦）
  - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき（⑧）
  - （5）反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき（⑨）
  - （6）自らまたは第三者を利用して、甲または甲の関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき（⑩）
2. 甲は、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、乙に損害が生じても甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。賠償額は甲乙協議して定める（⑪）。